

沖縄県市町村振興資金貸付基金関係規程 対照表

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例	施行規則 (R3. 3. 26改正)	貸付方針 (R4. 3. 31通知)
<p>(基金の設置)</p> <p><b>第1条</b> 市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進するため、市町村等に貸し付ける資金（以下「資金」という。）として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県市町村振興資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(貸付けの対象)</p> <p><b>第3条</b> 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 公共施設の整備のため必要な事業</p> <p>(2) 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業</p> <p>2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「資金」及び「市町村等」とは、条例第1条に規定する資金及び市町村等をいう。</p> <p>2 この規則において「合併市町村」とは、市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。</p> <p>(貸付対象事業)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条第1項に規定する事業の内容は別表第1のとおりとし、同条第2項に規定する事業は別表第2のとおりとする。</p>	<p>貸付方針 (R4. 3. 31通知)</p> <p>1 一般的事項</p> <p>振興資金の貸付けは、世代間の負担の公平や市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものに行うものとするとともに、次に掲げる事業に優先的に貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 継続事業</p> <p>(2) 地方単独事業</p> <p>(3) 新規事業のうち特に緊急を要する事業</p> <p>9 貸付対象事業の制限</p> <p>通常債（行政改革推進債を除く。）をもって充当することができる事業については、当該通常債を優先的に充当した事業について貸付けを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業</p> <p>(2) 合併市町村振興事業</p> <p>(3) 実質赤字解消対策支援事業</p> <p>(4) 公債費負担適正化対策支援事業</p> <p>10 貸付けを受けることができない経費</p> <p>次に掲げる経費に該当する場合は、振興資金等の貸付けを行わないものとする。</p> <p>(1) 一般的調査費</p> <p>(2) 耐用年数の短い施設費（耐用年数が5年未満のもの）</p> <p>(3) 消耗器材費</p>

(貸付限度額及び貸付条件)

第4条 資金の貸付限度額及び貸付条件については、規則で定める。

(貸付対象市町村等の要件)

第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の計画が適正であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 地方債の償還について延滞がないこと。

(貸付限度額及び貸付条件)

第5条 資金(合併市町村振興事業に係る資金を除く。)の貸付限度額は、1市町村等につき一会計年度1億円とする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを超えて貸し付けることができる。

2 合併市町村振興事業に係る資金の貸付限度額は、1合併市町村につき一会計年度2億円とする。

3 前2項の場合において、一会計年度の資金の貸付額の総額は、知事が別に定める額を超えることができない。

- (4) 備品費(一品の単価が20万円未満又は耐用年数が5年未満のもの)
- (5) 維持補修費
- (6) その他当該地方公共団体の財政状況からみて、一般財源をもって措置することが適当と認められる経費

11 貸付けを受けることができない市町村  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2条第6号に規定する財政再生基準が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令397号)第8条に規定する数値以上の市町村については、振興資金の貸付けを行わないものとする。

12 貸付制限を受ける市町村  
次の各号に掲げる市町村については、当該各号に掲げる計画等の内容、その実施状況を勘案し、振興資金の貸付けを行うものとする。  
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に規定する数値以上の市町村 財政健全化計画  
(2)～(6) (略)

13 貸付制限を受ける一部事務組合  
12の(1)に掲げる市町村が構成する一部事務組合については、貸付金の償還に充てられる構成市町村毎の負担金又は補助金の額及び負担割合を勘案し、振興資金を貸し付けるものとする。

2 振興資金の貸付限度額  
沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第1項に規定する「知事が必要と認めるとき」とは、資金の借入申込みの総額が沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第3項により別に定めることとされている一会計年度の貸付額の総額を超えないときとする。

(貸付けの対象) 再掲

第3条 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。

- (1) 公共施設の整備のため必要な事業
- (2) 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業

2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。

い。

4 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 貸付利率

ア 条例第3条第1項第1号に規定する事業に要する資金貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率（以下「基準利率」という。）

イ 条例第3条第1項第2号に規定する事業に要する資金基準利率に2分の1を乗じて得た利率

ウ 条例第3条第2項に規定する事業（合併市町村振興事業、実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業を除く。）に要する資金

(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率

エ 条例第3条第2項に規定する事業のうち実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金

(ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

オ 条例第3条第2項に規定する事業のうち合併市町村振興事業に要する資金 無利子

3 貸付額の算定

振興資金の貸付額は、実施事業費から特定財源（地方債を除く。）を控除した額から振興資金以外の地方債（以下「通常債」という。）を控除した額以内とする。ただし、地方財政法第5条の3第10項に基づく基準に定める一般単独事業のうち一般事業の貸付額は、実施事業費から特定財源を控除した額に、90%を乗じて得た額から通常債を控除した額以内とする。なお、地方債の借換えについては、地方債の繰上償還に要する経費（繰上償還を行う際に生ずる補償金を除く。）として必要な額以内とする。

4 一件当たりの金額

振興資金の貸付け一件当たりの金額は、100万円以上とし、算定した額に10万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

6 貸付利率の適用

(1) 貸付決定日における貸付利率は、財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第29条第1項に基づき、地方公共団体が普通地方長期資金等の借入申込みをする場合の利率（以下「財政融資資金利率」という。）の取扱いに準ずるものとし、財政融資資金利率の元利均等年賦償還方式（全期間固定金利貸付）における各区分の利率を用いて算定した利率を毎年3月に別途通知するものとする。

(2) 離島、辺地又は過疎地域の市町村とそれ以外の市町村とで構成されている一部事務組合が実施する事業に適用する貸付利率は、原則として基準利率の2分の1を乗じて得た利率とする。

ただし、離島、辺地又は過疎地域以外の市町村の負担金のみで賄われている事業については、基準利率を適用する。

(2) 償還期間 15年以内（合併市町村振興事業及び公共施設等の除却事業に要する資金の貸付けについては、10年以内）（うち据置期間1年以内）

(3) 償還方法 元利均等年賦償還

5 前項第1号（合併市町村振興事業に係る資金を除く。）の規定によって算定した利率に小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該算定した利率が0.001パーセント未満である場合における同号の貸付利率は、0.001パーセントとする。

（償還期日）

**第5条の2** 貸付金の償還期日（据置期間中の貸付利息の支払期日を含む。以下同じ。）は、第14条及び第15条の規定により償還する場合を除き、2月10日とする。

2 前項の規定にかかわらず、償還期日が休日（日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第1号若しくは第3号に掲げる日をいう。）に当たるときは、その翌日を当該償還期日とする。

3 元金償還の開始日は、据置期間の終了の日後最初に到来する資金の償還期日とする。

（償還期間等の特例）

**第5条の3** 償還期間及び据置期間は、貸付決定日及び資金の交付を行った日が、その日の属する会計年度の2月9日以前であるときは、1年以内に限り延長することができるものとする。

2 市町村等は、前項の規定により、償還期間及び据置期間が延長されたときは、最初の償還期日において支払うべき貸付利息を、第2回目の償還期日にまとめて支払うことができるものとする。

（貸付方法）

**第6条** 資金の貸付けは、証書貸付の方法による。

（借入申込み）

**第7条** （略）

（貸付予定額の通知）

**第8条** （略）

5 償還期間の原則

振興資金の償還期間については、原則として次によることとする。

(1) 施設整備事業 15年（沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則第5条第4項第2号の規定により償還期間が10年以内とされた事業を除く。）（うち据置期間1年）

(2) 備品購入事業 5年（うち据置期間1年）

(3) 地方債の借換え 15年（当初の償還年限を含め、施設の耐用年数の範囲内の期間）（据置期間なし）

(借入申請)  
第9条 (略)

(貸付決定)  
第10条 (略)

(資金交付)  
第11条 (略)

(事業計画の変更等)  
第12条 (略)

(実績報告及び検査等)  
第13条 (略)

(貸付決定等の取消し及び繰上償還)  
第14条 (略)

(任意の繰上償還)  
第15条 資金の貸付けを受けた市町村等は、資金の全部又は一部を任意に繰上償還することができる。この場合当該市町村等は、あらかじめ市町村振興資金繰上償還申請書(第14号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、繰上償還させようとする10日前までに市町村振興資金繰上償還通知書(第13号様式)により、当該市町村等に通知する。

3 資金の一部を繰上償還した市町村等は、遅滞なく繰上償還後の修正償還年次計画表を知事に提出しなければならない。

(延滞利息)  
第16条 (略)

(帳簿の備付け)  
第17条 知事は、基金の状況を明らかにするため、市町村振興資金貸付基金台帳(第15号様式)を備え付けるものとする。

2 知事は、貸付金の状況を明らかにするため、市町村振興資金貸付台帳(第16号様式)を備え付けるものとする。

## 第2 標準処理期間

通常要すべき標準的な期間は、借入申請から貸付決定までおおむね1ヶ月程度とし、当該年度末までに決定が行われるものとする。

なお、最終の借入申込書の提出から貸付予定額の決定までの期間についても、おおむね1ヶ月程度とする。

## 14 繰上償還の取扱い

振興資金等の任意の繰上償還については、次によることとする。

- (1) 償還は、原則として貸付事業一件単位かつ残存額一括償還とする。
- (2) 償還額は、毎年2月の定時償還後の未償還元金を対象とする。
- (3) 繰上償還日は、貸付事業の元利金の支払い期日と同一とする。

(規則への委任)  
**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に  
 関し必要な事項は、規則で定める。

3 資金の貸付けを受けた市町村等は、市町村振興資金  
 借入台帳（第17号様式）を備え付けておかなければな  
 らない。

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別  
 に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(地方債の借換えのための貸付けに係る特例)

2 平成23年3月1日から平成25年3月31日までの間、別表  
 第2の5の項の規定の適用については、同項中「地方債  
 (公的資金を除く。)」とあるのは、「地方債」とする。  
 追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則5号〕

(平成21年度の決算において財政の早期健全化が必要とさ  
 れる市町村の特例)

3 平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化  
 に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1号から第  
 4号までに規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実  
 質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが同条第5号で  
 規定する早期健全化基準以上である市町村が地方債（公的  
 資金を除く。）の借換えのために行う資金の貸付けで  
 あって、資金の貸付けが平成23年3月1日から同月31日ま  
 での期間にかかわらず、資金の貸付けの日から平成33年  
 2月10日（以下「無利子の期限の日」という。）まで  
 の期間は、無利子とし、無利子の期限の日後の貸付利  
 率は、第5条第4項第1号ウに係る区分に応じそれぞ  
 れ同号ウに定める利率とする。

追加〔平成21年規則22号〕、一部改正〔平成23年規則5号〕

**附 則** (略)

別表第1（第3条関係）

事業区分	条例第3条第1項第1号に規定 する事業の内容	条例第3条第1項第2号 に規定する事業の内容
1 土木施設整 備事業	1 市町村道路（橋りょう含 む。）の新設、改良及び舗装	1 左に同じ
	2 市町村道路排水施設の整備	2 左に同じ
	3 その他市町村道路の維持管 理に必要な施設	3 左に同じ

**8 地方債の借換えの要件**

- (1) 地方債の借換えは、借換えを行おうとする地  
 方債の借入利率が、別途通知する資金の貸付決  
 定を受ける年度の4月1日における財政融資資  
 金利率に1.5%を加えた後の利率を超え、かつ、  
 借換えを行おうとする地方債の借入期間が、貸  
 付決定を受ける年度の翌年度の5月31日におい  
 て5年以上経過するものを対象とする。ただし  
 早期健全化団体にあつては、この限りでない。  
 (2) 借換えの対象となる地方債は、以下に掲げる  
 公的資金以外とする。

ア ～カ (略)

2 産業振興施設整備事業	1 農道、林道の新設、改良及び舗装 2 畜産団地、企業団地等の産業振興上必要な用地の取得造成並びに同用地の取付道路及び下排水路の整備 3 観光施設の整備 4 その他産業振興上必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ
3 安全防災施設整備事業	1 通学歩道、歩道橋及びガードレールの新設 2 交通安全灯（保安灯）の新設 3 消防及び救急施設の整備 4 その他安全防災に必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ
4 衛生施設整備事業	1 清掃施設の整備 2 公害対策上必要な施設及び設備の整備 3 環境衛生に必要な施設の整備	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 簡易水道及び小規模飲料水供給施設の整備
5 教育文化施設の整備事業	1 小中学校、義務教育学校の校舎等の新築及び増改築並びに関連施設の整備 2 小中学校、義務教育学校の体育施設の新築及び増改築 3 幼稚園及び認定こども園の新築及び増改築 4 学校給食施設の新築及び増改築 5 住民体育施設の新築及び増改築 6 公民館、図書館その他集会文化施設の新築及び増改築 7 総合的な教育文化施設の新築及び増改築 8 上記1～7の施設に係る備品購入	1 左に同じ 2 左に同じ 3 左に同じ 4 左に同じ 5 左に同じ 6 左に同じ 7 左に同じ 8 左に同じ 9 スクールバス及びスクールボートの購入
6 厚生福祉施設整備事業	1 児童福祉施設の新築及び増改築 2 老人福祉施設の新築及び増改築	1 左に同じ 2 左に同じ

	改築 3 診療所の新築及び増改築 4 上記1～3の施設に係る備品購入	3 左に同じ 4 左に同じ
7 その他知事が特に必要と認める事業	特に知事が必要と認める施設の整備	左に同じ

別表第2（第3条関係）

事業名	事業内容
1 災害復旧対策事業	1 災害応急事業 2 災害復旧事業 3 災害救助事業
2 合併市町村振興事業	合併市町村（平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。）が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
3 実質赤字解消対策支援事業	前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第22条の規定により算定した額以上となる市町村が行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
4 公債費負担適正化対策支援事業	実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業
5 地方債の借換え	公債費負担対策として行う地方債（公的資金を除く。）の借換え
6 公共施設等の除却事業	地方財政法第33条の5の8に規定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づき行う公共施設等の除却事業
7 その他市町村の振興に資すると特に知事が認める事業	特に知事が必要と認める公用施設の整備事業

7 知事が特に必要と認める事業  
沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則別表第1「7 その他知事が特に必要と認める事業」とは、次の事業とする。

- (1) 公共施設の建設事業のうち他の事業区分の対象とならない事業
- (2) 貸付年度に施設の建設事業を行うもの及び次年度以降施設建設が確実に行われる見込みのある用地購入事業